

保険診療における遠隔画像診断の管理に関する指針

令和6年3月5日
令和6年4月10日改訂

公益社団法人 日本医学放射線学会

1. はじめに

近年の画像診断はネットワーク、情報通信技術（ICT）を介した連携が進んでいる。このようなネットワークを介したいわゆる遠隔画像診断の質の担保については、本学会やその他の団体等により各種ガイドライン・指針等がすでに発出され、一定の環境構築が行われている。一方で、保険診療においては、健康保険法、療養担当規則第19条の2において、「保険医は、診療に当たっては、健康保険事業の健全な運営を損なう行為を行うことのないよう努めなければならない。」とされ、また第20条においては、「各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。」とされており、単に高度な医療を提供するだけでなく、効率的で社会的・医学的に妥当であることが要求される。

昨今、画像診断の専門医の少ない地域や過疎地であってもICT等を用い、他の医療機関等と連携し、読影そのものだけでなく画像診断全体の質の担保が行うことも可能となった。本指針は、保険診療下における遠隔画像診断を行うにあたり必要な画像診断の適切な管理方法についてとりまとめたものである。本指針が適切に運用され、過疎地であっても都市部であっても一定の水準の画像診断が安全に提供されることが期待される。

2. 本指針の位置づけ

本指針は、保険診療下に遠隔画像診断を実施する際の適切な画像診断管理について記載するものである。

3. 本指針の対象とする医療の範囲

本指針は保険診療上のエックス線診断、コンピューター断層撮影診断（CT撮影およびMRI撮影を含む）等を遠隔画像診断で実施する際を対象とする。なお、健康診断等については保険診療外ではあるが、効率的な運用が求められていることは同様であり、本指針に準ずる対応が望まれる。

4. 本指針の関連法令等

遠隔画像診断に関しては関連する法令等に遵守し実施することが求められる。医師法、医療法、健康保険法、医療放射線の関連法規などの他、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、経済産業省・総務省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」などがある。また、日本医学放射線学会及び日本放射線科専門医会・医会では「遠隔画像診断に関するガイドライン」を共同で作成しており、遠隔画像診断の包括的な管理基準を定めている。本指針は、これらの関連法令やガイドライン等を準拠の上で、保険診療における効率的で社会的・医学的に妥当な遠隔画像診断管理について記載するものである。

厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」

厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

経済産業省・総務省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」

日本医学放射線学会及び日本放射線科専門医会・医会「遠隔画像診断に関するガイドライン」

日本医学放射線学会「人工知能技術を活用した放射線画像診断補助ソフトウェアの臨床使用に関する管理指針」等

5. 用語定義

【遠隔画像診断とは】

- 遠隔画像診断は、ICT を活用して、CT・MRI、核医学等の放射線画像検査の読影及び診断を、当該検査を実施した医療機関以外の場所で行う医療行為を指す。
- 本指針で扱う遠隔画像診断は、放射線画像検査を実施してその検査画像を含む診療に関する情報を送る送信側と、それに基づき画像診断を行う受信側の両方で構成される。

【送信側とは】

- 送信側は、放射線画像検査を実施し、その読影・診断等を外部に依頼する医療機関

【受信側とは】

- 受信側は、送信側から読影・診断等を依頼された放射線診断専門医が常勤する医療機関

6. 画像診断管理

画像診断については、予想される診断結果により治療方針等の決定・変更があり得る場合に実施されることが基本とされている。また、検査の選択においては、より侵襲性が低く、情報価値の高い検査法やプロトコルを選択することが必要である。質の高い画像診断を実施するためには、適切な臨床データを取得したうえで、正しい撮影プロトコルにより、精度の担保された撮影機器を用い実施されることが必要である。その際の造影剤管理、被ばく管理、また、撮影後においても、読影結果の管理、診断医や技師等の人的管理なども画像診断の精度管理には重要である。また、これらの画像診断にあたっては、保険診療点数の多寡に影響を受けることなく、効率的で合理的な診断アプローチが求められる。

以下、質の高い適切な画像診断を実施するための具体的な管理について列記する。

- ① 検査目的を考慮した適切な臨床情報、臨床検査データ等の取得
- ② 撮影部位、目的等を考慮した、モダリティ別撮像プロトコルの作成
- ③ 撮影機器の適切なメンテナンス
- ④ 造影剤使用歴の管理（副作用・アレルギーの既往を含む）、造影剤副作用発生時の対応手順の準備
- ⑤ 被ばく線量管理（撮影毎の被ばく管理ならびに最新の診断参考レベルの利用等）
- ⑥ MRIにおける高磁場事故対策
- ⑦ 読影、診断及び画像診断報告書の適切な作成と保存
- ⑧ 依頼医（主治医）に対する緊急性の告知
- ⑨ 各診療科との連携やカンファレンス
- ⑩ 放射線診療に関する教育

7. 送信側について

送信側で遵守すべき事項

- ① 前項で記載されている適切な画像診断管理を実施していること。なお、当該画像診断管理は必要に応じ、受信側と適宜分担して実施して差し支えない。
- ② 遠隔画像診断は受信側の放射線診断専門医に依頼すること。
- ③ 受信側の放射線診断専門医の求めに応じに対して読影に必要な情報提供を行うこと。
 1. 画像診断に必要な検査目的、臨床情報、臨床検査データ等が明確に記載されていること。
 2. 画像診断に必要な過去画像、過去の画像診断報告書が参照できること。
 3. 画像診断の結果、特段の処置等が必要であると認められる際に、送信側の担当医師に直接的な連絡や注意喚起ができること。
- ④ 受信側から検査の適応やプロトコル等について改善すべき点がある等の指摘があった場合、適切な対応をとること。
- ⑤ 緊急での画像診断の依頼や、診断の結果、特別の対応・処置を要する場合など、電話

- や画像診断システム上のコミュニケーションツール等を活用し連絡できること。
- ⑥ 画像診断に必要な臨床情報等を追加で必要な際に、電話や画像診断システム上のコミュニケーションツール等を活用し、迅速に連絡をとれる体制を作ること。
 - ⑦ 定期的に送信側・受信側の医療者が参集するカンファレンス等を開催していること
 - ⑧ その他、診断結果のフィードバック等、画像診断の質の向上のための取り組みを継続して行うこと。

8. 受信側について

受信側が遵守すべき事項

- ① 送信側から依頼された遠隔画像診断は放射線診断専門医が実施すること。
- ② 検査の適応やプロトコル等について改善すべき点がある場合、送信側に情報提供すること。
- ③ 緊急での画像診断の依頼や、診断の結果、特別の対応・処置を要する場合など、電話や画像診断システム上のコミュニケーションツール等を活用し連絡できること。(再掲)
- ④ 画像診断に必要な臨床情報等を追加で必要な際に、電話や画像診断システム上のコミュニケーションツール等を活用し、迅速に連絡をとれる体制を作ること。(再掲)
- ⑤ 定期的に送信側・受信側の医療者が参集するカンファレンス等を開催していること。(再掲)
- ⑥ その他、診断結果のフィードバック等、画像診断の質の向上のための取り組みを継続して行うこと。(再掲)